

第 56 号議案

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 2 年 2 月 7 日

滋賀県教育委員会

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）の一部改正に伴い、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）が制定されたことから、県においても同指針の趣旨を踏まえて業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置等を行うことを明確にするため、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 46 年滋賀県条例第 57 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 教育委員会（県費負担教育職員に係るものにあつては、市町教育委員会）は、給特法第 7 条第 1 項に規定する指針に即して別に定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を行うものとする事とします。（第 7 条関係）
- (2) 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る(1)の管理および措置を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする事とします。（第 7 条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第
57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の右に「。第7条において「給特法」という。」を、「者」
の右に「（第7条において「県費負担教育職員」という。）」を加える。

第3条第1項中「第6条において」を「以下」に改める。

第6条第1項中「この項において」を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第7条 教育委員会（県費負担教育職員に係るものにあつては、市町教育委員会）は、給特法第
7条第1項に規定する指針に即して別に定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が
正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学
校等の教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

2 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る前項に規定する管理および
措置を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条および第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略 （教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。<u>第6条において同じ。</u>）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額^の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。<u>第7条において「給特法」という。</u>）第3条および第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者（<u>第7条において「県費負担教育職員」という。</u>）を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略 （教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。<u>以下同じ。</u>）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額^の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p>

2 省略

第4条および第5条 省略

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(新設)

2 省略

第4条および第5条 省略

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(業務量の適切な管理等)

第7条 教育委員会（県費負担教育職員に係るものにあつては、市町教育委員会）は、給特法第7条第1項に規定する指針に即して別に定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

2 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る前項に規定する管理および措置を行うために必要な情報の提

供、助言その他の支援を行うものとする。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

＜基本とする時間＞

○在校している時間

＜加える時間＞

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

＜除く時間＞

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

- ①**1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
- ②**1年間の時間外在校等時間について、360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・ 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・ 本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・ 在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

「指針」の条例・規則等への反映について（例）

1. 県立学校、政令市立学校の場合

○ 条例（勤務時間条例、給特条例等）に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（第●条の規定による勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

○ 教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各都道府県・政令市において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。

2. 市町村立学校の場合

- 都道府県において、県費負担教職員の条例（勤務時間条例、給特条例等）に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（第●条の規定による勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

- 市町村において、教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について四十五時間

二 一年について三百六十時間

- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

- 3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各市町村において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。

※ なお、各市町村において、それぞれの実情を反映した上でそれぞれの方針を定めることが望ましいが、「給特法第七条に規定する指針に基づき」業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる、と規定することも考えられる。

教育職員の業務量の適切な管理等の取組について



概要

- 学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)が改正された。(令和元年12月11日公布)
- 改正後の給特法第7条に基づき、文部科学大臣において、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められた。(令和2年1月17日告示)
- こうした状況を踏まえ、本県としても、公立学校の教育職員の健康および福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上に資するため、関係条例、教育委員会規則を整備するとともに、教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針を定める。

条例

(「滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部改正)

- ・教育委員会(県費負担教職員については市町教育委員会)は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を講ずる。
- ・県教育委員会は、市町教育委員会における管理等のために必要な助言等の支援を行う。

教育委員会規則

((仮称)「滋賀県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」の制定)

教育職員の所定の勤務時間を超える在校等時間が次の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

45時間/月、360時間/年※

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、100時間未満/月、720時間/年(80時間/複数月平均、かつ6月/45時間超月数)

方針

((仮称)「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針」の策定)

教育職員の業務量の適切な管理等のため、県教育委員会および県立学校において以下の取組を実施。

- ・在校等時間の客観的な方法を用いた計測、記録の公文書としての保管。
- ・在校等時間が規則に定める範囲を超えた場合の事後的な検証の実施。
- ・労働法制等の遵守、健康および福祉の確保のための措置等の実施。 等

※市町立の学校等の教育職員については、市町教育委員会の規則等により規定

施行日(条例、規則、方針) : 令和2年4月1日